令和3年6月23日 要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険に加入する子育て世帯に対する支援の充実を図るため、大雪地区広域連合国民健康保険条例(以下「条例」という。)第32条第3号の規定に基づき、連合長が行う子どもに賦課される大雪地区広域連合国民健康保険料を減免する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(減免内容及び対象者)

第2条 この要綱で対象とする保険料は、子どもに賦課される国民健康保険料 均等割額とし、対象者は条例第32条第3号に掲げる満18歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある被保険者(国民健康保険料の納付義務者と なる者及びその配偶者であるものを除く。(以下「18歳未満保険者」という。)) が属する世帯の納付義務者とする。

(減免額)

- 第3条 減免額は次の各号に定めるところにより算定した額に納付義務者世帯 における18歳未満被保険者数を乗じた額の合算額とする。
 - (1) 基礎賦課額の均等割額 条例第14条第1項第2号に規定する額(以下「基礎分均等割額」という。)に100分の50を乗じて得た額(7割軽減該当世帯にあっては基礎分均等割額に100分の15を乗じて得た額、5割軽減該当世帯にあっては基礎分均等割額に100分の25を乗じて得た額を減じた額、2割軽減該当世帯にあっては基礎分均等割額に100分の40を乗じて得た額)でその額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げた額。
 - (2)後期高齢者支援金等賦課額の均等割額 条例第19条の6第1項第2号に 規定する額(以下「支援金分均等割額」という。)に100分の50を乗じて得 た額(7割軽減該当世帯にあっては基礎分均等割額に100分の15を乗じて 得た額、5割軽減該当世帯にあっては基礎分均等割額に100分の25を乗じ て得た額を減じた額、2割軽減該当世帯にあっては基礎分均等割額に100分 の40を乗じて得た額)でその額に100円未満の端数があるときはその端数 金額を切り上げた額。

(限度額到達世帯の取扱い)

第4条 既に限度額に到達しており、この減免を適用してもなお、条例に規定する所得割額の算定額を加算すると限度額に到達すると見込まれる者については適用しない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度の国民健康保険料に限り適用する。